

相続手続きに必要な書類（原本）について

	必要な書類	説明
1	亡くなられた方の戸籍謄本	亡くなられた方の出生から亡くなるまでの連続した戸籍謄本が必要になります。
2	相続人の戸籍謄本	相続人であることが確認できるすべての戸籍謄本が必要です。（1で確認できれば不要）
3	相続人の印鑑証明	発効後、6か月以内のもの（借入金がある場合：3ヶ月以内） 未成年の場合は法定代理人のもの 海外に在住の方「サイン証明」「在留証明書」が必要
4	亡くなられた方の通帳等	取引していた通帳・証書・カード・貸金庫の鍵 (紛失の場合：各銀行に確認してください)
5	物件の登記簿謄本	相続登記申請の前に、不動産を特定したり、被相続人名義の不動産かどうかを確認
6	固定資産評価証明書 (一番新しい年度のもの)	相続登記にかかる登録免許税を計算に必要

相続方法により必要となる書類（原本）

相続方法	必要な書類（原本）	著名捺印の必要な方
協議書なし・遺言書なし	相続人全員の印鑑証明	相続人全員
協議分割による場合	遺産分割協議書・相続人全員の印鑑証明	相続人全員（※）
裁判所の遺産分割審判 (和解・調停・審判)	和解調書謄本・調停調書謄本・審判書謄本及び 確定証明書・指定された方の印鑑証明書	審判等で指定された方

(※) 遺産分割協議上において、銀行によっては、特定された方の署名・捺印が必要な場合があります。

遺言書による場合【被相続人】（亡くなられた方）による指定分割

自筆証書遺言

遺言執行者の有無	選任方法	必要な書類（原本）	著名捺印の必要な方
有	遺言	遺言書原本、 家庭裁判所の検認済証明書 、 遺言執行者と受遺者の印鑑証明	遺言執行者・受遺者
	家裁	遺言書原本、 家庭裁判所の検認済証明書 、 遺言執行者と受遺者の印鑑証明、家庭裁判所の 選任に関する審判書謄本	
無		遺言書原本、 家庭裁判所の検認済証明書 、 受遺者と相続人全員の印鑑証明	受遺者・相続人全員

公正証書遺言

遺言執行者の有無	選任方法	必要な書類（原本）	著名捺印の必要な方
有	遺言	公正証書遺言正本・謄本 遺言執行者と受遺者の印鑑証明	遺言執行者・受遺者
	家裁	公正証書遺言正本・謄本、家庭裁判所の選任に 関する審判書謄本、遺言執行者と受遺者の印鑑 証明	
無		公正証書遺言正本・謄本、受遺者と相続人 全員の印鑑証明	受遺者・相続人全員

※各銀行、相続財産、相続物件等により、別途必要になる書類があります。

相続手続きに際して必要な戸籍謄本および請求方法について

1、相続手続きに際して必要な戸籍謄本について

- ・ 相続手続きに際しては相続人を確定するため、亡くなられた方の「出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本」をすべてそろえる必要があります。
- ・ 戸籍謄本は結婚・転籍・養子縁組のほか法務省令による改製により、複数にわたることがあります。
- ・ 相続人を確定するために必要となる戸籍謄本の種類についても、「戸籍謄本」「除籍謄本」「改製原戸籍謄本」がありますので、戸籍謄本を請求する際にご注意ください。

2、戸籍謄本の請求方法について

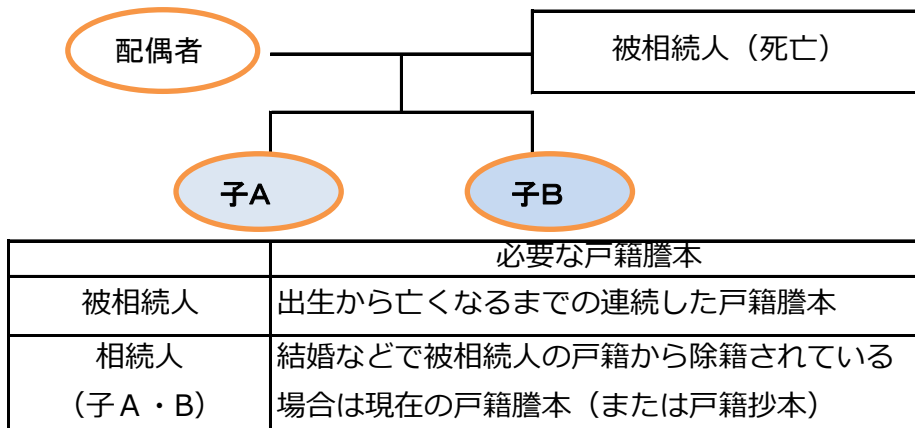
【手順】

- ① 最初に、亡くなられた時の本籍地役場（市役所）で戸籍謄本を請求します。
- ② 上記①にて請求した戸籍謄本に転籍前の本籍地および戸籍筆頭者が記載されている場合、転籍前の市役所役場で戸籍謄本を請求します。
- ③ 上記②にて請求した戸籍謄本に転籍前の本籍地および戸籍筆頭者が記載されている場合、上記②と同様に出生時までさかのぼって転籍前の市区町村役場で戸籍謄本を請求します。
- ④ なお、遠隔地の場合の郵便での取り寄せ方法については、各市町村役場へお問い合わせください。

請求する戸籍謄本の種類がご不明の場合は、各市町村役場の戸籍担当者に以下のとおりお尋ねください。

「相続手続きのため、亡くなった方の出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本が必要です。必要な戸籍謄本をお願いします。」

参考例、1 相続人が「配偶者」と「子供さん」



参考例、2 相続人が「兄弟姉妹」「甥・姪」

